

神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会

規 約

第1章 総則

第一条 名称

本会は、「神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

第二条 組織

この協議会は、岐阜県内の神通川・庄川流域において大規模な土砂災害が発生した場合に、土砂災害から住民の生命、身体等の保護及び国土の保全のために必要な防災・減災活動を、平常時、災害発生時、緊急・応急対応時、恒久対策時の各段階において実施する国及び地方公共団体の関係機関をもって組織する。

第2章 目的及び業務

第三条 目的

この協議会は、岐阜県内の神通川・庄川流域において大規模な土砂災害が発生した場合において、関係機関が適切に連携し、迅速かつ適切な防災・減災活動を実施するために連絡・協議することを目的とする。

第四条 業務

この協議会は、関係各機関が大規模な土砂災害に対し実施する防災・減災活動を円滑かつ的確に実施するための相互連携体制構築に必要な以下の項目について、関係行政機関間で協議、調整を行う。

(1) 危機管理に係る事項

- ・大規模土砂災害が発生、または発生するおそれがある場合に共有すべき情報等の確認とその仕組み
- ・大規模土砂災害の発生に備えた事前の情報や資料等の共有
- ・土砂災害防止法の緊急調査結果の情報共有や住民への周知方法、警戒避難体制の確立に向けた連携 等

(2) 防災業務計画や地域防災計画の共有

(3) 防災訓練の実施について

(4) 平常時における防災意識向上に関する活動（広報、講演会等）

(5) 大規模土砂災害時における連携マニュアルの更新

(6) その他相互に必要と認めた活動

第3章 協議会

第五条 委員

この協議会は、別掲(別紙1-1)の委員をもって構成する。なお、委員の同意により、新たに会員を追加することができる。

第六条 会長の職務

1. 協議会を総括する。
2. 協議会は、委員の発議により会長が招集する。
3. 議事の進行を行う。
4. 必要に応じ、委員以外の関連する行政機関、公共機関、学識経験者等に参加させることができる。

第4章 幹事会

第七条 幹事会及び幹事

協議会の下に「幹事会」を設置する。この幹事会は、別掲(別紙 1-2)の幹事をもって構成する。

第八条 幹事会の職務

幹事会は協議会の業務に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 協議会での協議、連絡調整が必要と考えられる事項の提起。
- (2) 各幹事が所属する組織内の意見調整。
- (3) 関係機関間の意見調整。
- (4) 協議会へ提示、提出する必要資料の検討・作成。

第九条 幹事会の招集

幹事会は必要に応じて、幹事長が招集する。

第5章 事務局

第十条 事務局

協議会及び幹事会の事務局は、神通川水系砂防事務所調査課に置く。

(附 則)

この規約は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規約は平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

(附 則)

この規約は令和元年 6 月 19 日から施行する。

(附 則)

この規約は令和 7 年 6 月 24 日から施行する。

別紙 1-1

－ 委員 －

会長	高山市		市長
	飛騨市		市長
	白川村		村長
	岐阜県	危機管理部	防災課長
		飛騨県事務所	所長
		飛騨農林事務所	所長
		高山土木事務所	所長
		古川土木事務所	所長
	林野庁	中部森林管理局 飛騨森林管理署	署長
	国土交通省	中部地方整備局 高山国道事務所	所長
		北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	所長

別紙 1-2

－ 幹事 －

	高山市	<u>市長公室</u>	危機管理課	課長
		建設部	維持課	課長
	飛騨市	総務部	危機管理課	課長
		基盤整備部	建設課	課長
	白川村		総務課	課長
			<u>建設課</u>	課長
	岐阜県	危機管理部	防災課	防災対策監
		県土整備部	砂防課	土砂災害対策監
		飛騨県事務所	振興防災課	課長
		飛騨農林事務所	森林保全課	課長
		高山土木事務所	施設管理課	課長
			河川砂防課	課長
		古川土木事務所	施設管理課	課長
			河川砂防課	課長
	林野庁	中部森林管理局	飛騨森林管理署	総括治山技術官
	国土交通省	中部地方整備局	高山国道事務所 管理第一課	課長
幹事長		北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所	副所長
			神通川水系砂防事務所 調査課	課長